

消生第 1057 号  
令和 6 年 4 月 15 日

各消費生活協同組合代表理事  
神奈川県消費生活協同組合連合会代表理事会長 } 殿

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長  
(公印省略)

消費生活協同組合に係る法令順守の徹底について (通知)

消費生活協同組合 (以下「組合」という。) が定款を変更する場合には、消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) 第 40 条第 4 項に規定するとおり、行政庁 (本県所管の組合にあつては神奈川県知事) の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

しかしながら、先般、本県所管の組合において、神奈川県知事の認可を受けずに変更した定款を施行させていたという事例がありました。

こうした行為は法令違反であることはもちろんですが、変更した約款に基づいて組合員と締結した契約が無効となるなど、組合員に不利益をもたらす場合も考えられます。

については、各組合におかれては、改めて関係法令の再確認と順守を徹底の上、適正な組合運営を行っていただくよう、通知します。

問合せ先

指導グループ 田巻、大塚

電話 045-312-1211 (代) 内線 2630、2632

電子メール jigyoysa.syohi@pref.kanaawa.lg.jp

昭和二十三年法律第二百号

消費生活協同組合法（抄）

（総会の議決事項）

第四十条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
  - 二 規約の設定、変更及び廃止
  - 三 組合の解散及び合併
  - 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
  - 五 収支予算
  - 六 出資一口の金額の減少
  - 七 事業報告書並びに決算関係書類その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの
  - 八 組合員の除名及び役員解任
  - 九 連合会への加入又は脱退
  - 十 その他定款で定める事項
- 2 総会においては、第三十八条第一項又は第二項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。
- 4 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第二十六条の三第一項に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 7 共済事業に係る第四項及び第五項の認可並びに貸付事業に係る第四項及び前項の認可については第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第四項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。
- 8 組合は、第四項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。